

本資料は、高尾山分屯基地における小型無人機等の飛行申請についてまとめたものです。

- 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）（以下「小型無人機禁止法」という。）」に関する詳細については、防衛省HPをご確認ください。
- 同法に違反して小型無人機等の飛行を行った場合、同法上の安全確保措置の対象となる場合があるほか、「1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金」が科せられます。

令和8年8月

高尾山分屯基地 第7警戒隊 運用訓練班作成

- 高尾山分屯基地と高尾山分屯基地周辺は、「航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）」及び「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」により、**小型無人機等の飛行が禁止**されています。

【重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律】

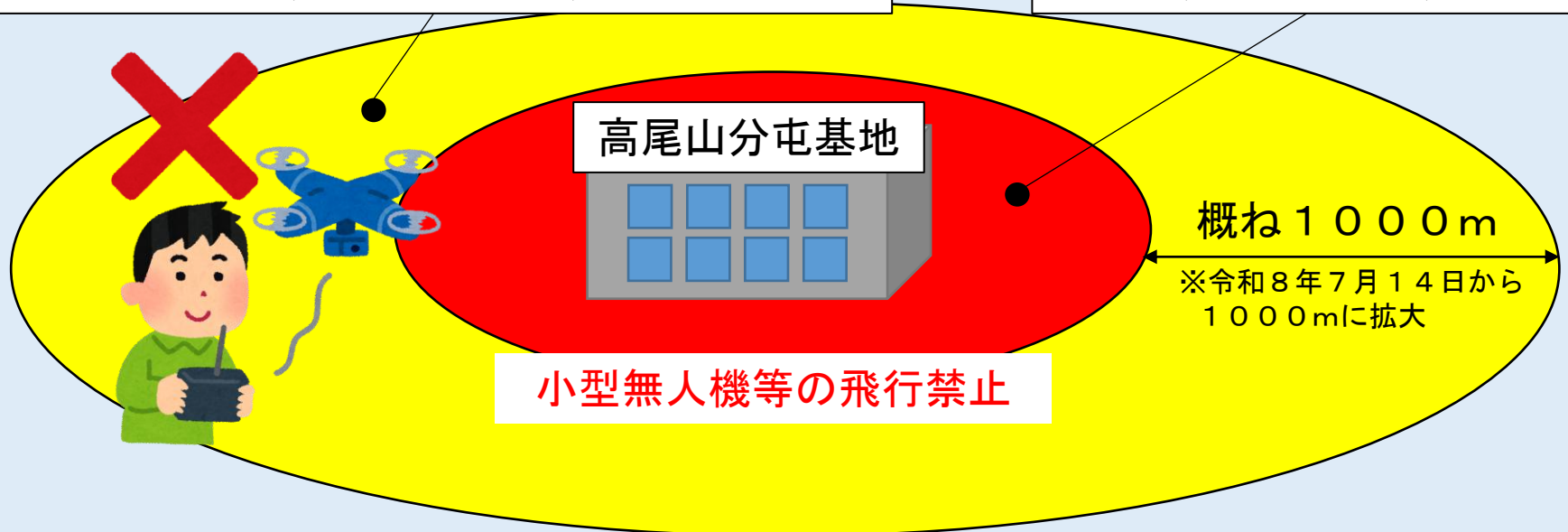
高尾山分屯基地及び高尾山分屯基地周辺は、当該法律の「防衛関係施設」に該当し、小型無人機等の飛行が禁止されています。

【小型無人機等飛行禁止法】

高尾山分屯基地の周囲の概ね1000mの上空
(イエローゾーン)

【小型無人機等飛行禁止法】

高尾山分屯基地の敷地の上空
(レッドゾーン)



「航空自衛隊高尾山分屯基地及び基地周辺地域」については、3、4ページのとおり。

航空自衛隊高尾山分屯基地周辺地域 (島根県松江市美保関町森山1488番地2)



【最寄り警察署】
松江警察署
 (島根県)
境港警察署
 (鳥取県)

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



レッドゾーン

対象施設周辺地域



イエローゾーン

航空自衛隊高尾山分屯基地周辺地域 (島根県松江市美保関町森山632番地)



【最寄り警察署】
 松江警察署
 (島根県)
 境港警察署
 (鳥取県)

この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



レッドゾーン

対象施設周辺地域



イエローゾーン

小型無人機等の飛行に関する手続等について

- 高尾山分屯基地及び高尾山分屯基地の周辺で小型無人機等の飛行を行おうとする場合は、**その場所に応じ該当する全ての手続きが必要です。**
- 1 高尾山分屯基地周辺地域外の場合
 - 航空法に基づく手続きが必要です。**また、境水道（県境付近）を飛行させる場合、島根・鳥取両県の警察署への手続きが必要です。高尾山分屯基地への通報は必要ありません。
- 2 高尾山分屯基地周辺地域内の場合
 - 航空法に基づく手続きに加え、小型無人機等飛行禁止法に基づく手続きが必要です。**また、境水道（県境付近）を飛行させる場合、島根・鳥取両県の警察署への手続きが必要です。

根拠法規	対象となる施設等	手続等が必要な区域	手続、手続の期限等	手続先	提出要領
航空法	高尾山分屯基地及び周辺		- 境港市は、「人口集中地区」に該当します。詳しくは、国土地理院地図から「人口集中地区（D I D）」をご確認ください。 - 原則、オンラインサービス「ドローン情報基盤システム（飛行許可承認機能）（通称：DIPS）」での申請となります。詳しくは、国土交通省HPをご確認ください。		
小型無人機等飛行禁止法	高尾山分屯基地	レッドゾーン	<u>6、7ページ</u> をご確認ください。	高尾山分屯基地司令	電子メール又は郵送（レターパック可）（郵送の場合は、 <u>返信用の封筒、切手（レターパック）を同封してください。</u> ）
	高尾山分屯基地に係る周辺地域	イエローゾーン	<u>8～13ページ</u> をご確認ください。		

※高尾山分屯基地に対する申請、通報に関する書類は、14～16ページをご確認ください。

レッドゾーン内の飛行を行う場合の手続き

申請者（小型無人機等の飛行を行う全ての方）

高尾山分屯基地司令

最寄りの警察署

①同意の申請

- ・ 小型無人機等の飛行に関する同意申請書（１４ページ）
- ・ 飛行を行う１０日営業日前まで

②同意、不同意の通知

- ・ 書面にて通知します。

③事前の通報

- ・ 小型無人機等の飛行に関する通報書（１５、１６ページ）（使用する通報書は、８ページ参照）
- ・ 飛行を行う４８時間前まで※
- ・ ７ページに該当する場合、「③事前の通報」は不要

④通報を受理した旨の通知

- ・ 書面にて通知します。

⑤事前の通報

- ・ 警察への通報様式（１７、１８ページ）、併せて高尾山分屯基地司令の「④通報を受理した旨の通知」（通報不要の場合は「②同意の通知」）を提出してください。
- ・ 飛行を行う４８時間前まで※

⑥通報を受理した旨の通知

- ・ 最寄りの警察署から、書面にて通知されます。

※ 通報から飛行の間に土日祝日を挟む場合は、対応できないことがあるため、早めの通報をお願いします。

高尾山分屯基地司令から「②同意の通知」を得た方の
「③事前の通報」について

- 「①同意の申請」の際に、以下の該当する全ての内容を提出している場合、高尾山分屯基地司令に対する「③事前の通報」は不要です。

- 1 小型無人機等の飛行を行う日時及び目的
- 2 小型無人機等の飛行に係る対象周辺地域内の区域
- 3 飛行をさせる者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- 4 飛行をさせる者の勤務先の名称、所在地及び電話番号
(勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。)
- 5 船舶の名称、船舶番号、国際海事機関船舶識別番号又は漁船登録番号、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段
(飛行させる者が船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限る。)
- 6 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴(製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴)

- 小型無人機の飛行を計画される方は、いずれに該当するかを確認してください。

国又は地方公共団体の方、
国又は地方公共団体の
委託を受けた方

土地所有者・占有者又は土地所
有者・占有者の同意を得た方
(「土地所有者等」という。)

左記以外の方



委託
→



国又は地方公共
団体の方

委託を受けた方



同意
→



土地所有者・占有者

同意を得た方



手続き ①へ
(9 ページ)

手続き ②へ
(10 ページ)

手続き ③へ
(11 ページ)

手続き ④へ
(12 ページ)

手続き ⑤へ
(13 ページ)

申請者

高尾山分屯基地司令

①事前の通報

- ・ 小型無人機等の飛行に関する通報書（16ページ）
- ・ 飛行を行う48時間前まで※



②通報を受理した旨の通知

- ・ 書面にて通知します。



③事前の通報

- ・ 警察への通報様式（18ページ）、併せて高尾山分屯基地司令の「②通報を受理した旨の通知」を提出してください。
- ・ 飛行を行う48時間前まで※



④通報を受理した旨の通知

- ・ 最寄りの警察署から、書面にて通知されます。



最寄りの警察署

※ 通報から飛行の間に土日祝日を挟む場合は、対応できないことがあるため、早めの通報をお願いします。

国又は地方公
共団体

高尾山分屯基地司令

最寄りの警察署

申請者

①飛行の調整、委託等



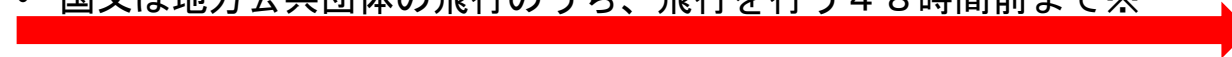
②委託する旨の通知

- ・ 国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う方は、「委託を証する書面」を受領してください。



③事前の通報

- ・ 小型無人機等の飛行に関する通報書（16ページ）、併せて、「委託を証明する書面の写し」を提出してください。
- ・ 国又は地方公共団体の飛行のうち、飛行を行う48時間前まで※



④通報を受理した旨の通知

- ・ 書面にて通知します。



⑤事前の通報

- ・ 警察への通報様式（18ページ）、併せて高尾山分屯基地司令の「②通報を受理した旨の通知」を提出してください。
- ・ 飛行を行う48時間前まで※



⑥通報を受理した旨の通知

- ・ 最寄りの警察署から、書面にて通知されます。



※ 通報から飛行の間に土日祝日を挟む場合は、対応できないことがあるため、早めの通報をお願いします。

申請者

高尾山分屯基地司令

最寄りの警察署

①事前の通報

- ・ 小型無人機等の飛行に関する通報書（15ページ）
- ・ 飛行を行う48時間前まで※



②通報を受理した旨の通知

- ・ 書面にて通知します。



③事前の通報

- ・ 警察への通報様式（17ページ）、併せて高尾山分屯基地司令の「②通報を受理した旨の通知」を提出してください。
- ・ 飛行を行う48時間前まで※



④通報を受理した旨の通知

- ・ 最寄りの警察署から、書面にて通知されます。



申請者

土地所有者・
占有者

高尾山分屯基地司令

最寄りの警察署

①飛行の調整、依頼等



②同意した旨の通知

- ・「土地所有者・占有者から同意を証する書面」を受領してください。



③事前の通報

- ・ 小型無人機等の飛行に関する通報書（15ページ）、併せて「土地所有者・占有者の同意した旨の書面の写し」を提出してください。
- ・ 飛行を行う48時間前まで※



④通報を受理した旨の通知

- ・ 書面にて通知します。



⑤事前の通報

- ・ 警察への通報様式（17ページ）、併せて高尾山分屯基地司令の「②通報を受理した旨の通知」を提出してください。
- ・ 飛行を行う48時間前まで※



⑥通報を受理した旨の通知

- ・ 最寄りの警察署から、書面にて通知されます。



※ 通報から飛行の間に土日祝日を挟む場合は、対応できないことがあるため、早めの通報をお願いします。

申請者

高尾山分屯基地司令

最寄りの警察署

①同意の申請

- ・ 小型無人機等の飛行に関する同意申請書（14ページ）
- ・ 飛行を行う10日営業日前まで

②同意、不同意の通知

- ・ 書面にて通知します。

③事前の通報

- ・ 小型無人機等の飛行に関する通報書（16ページ）
- ・ 飛行を行う48時間前まで※
- ・ 8ページに該当する場合、「③事前の通報」は不要

④通報を受理した旨の通知

- ・ 書面にて通知します。

⑤事前の通報

- ・ 警察への通報様式（18ページ）、併せて高尾山分屯基地司令の「④通報を受理した旨の通知」（通報不要の場合は「②同意の通知」）を提出してください。
- ・ 飛行を行う48時間前まで※1

⑥通報を受理した旨の通知

- ・ 最寄りの警察署から、書面にて通知されます。

※ 通報から飛行の間に土日祝日を挟む場合は、対応できないことがあるため、早めの通報をお願いします。

防衛省HP掲載

(別記様式第1)

小型無人機等の飛行に関する同意申請書

年 月 日

(対象施設の管理者) 殿

申請者
氏 名

小型無人機等の飛行を行う日時	月 日 時 分から 時 分まで		
小型無人機等の飛行を行う目的			
小型無人機等の飛行に係る区域			
小型無人機等の飛行を行う際の申請者の位置			
申請者	氏 名 生 年 月 日 住 所 電 話 番 号		
申請者の勤務先	名 称 所 在 地 電 話 番 号		
船 舶	名 称 船 舶 番 号 等 船 籍 港 総 ト ン 数 連 絡 手 段		
機器の種類			
機器の特徴			
製造者		名 称	
製造番号		登録記号	
色		大きさ	
積 載 物		カメラの有無	有 ・ 無
その他の特徴			

外観

(図画又は写真)

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域及び飛行経路を示す地図を添付すること。
- 2 小型無人機等の飛行を行う際の申請者（小型無人機等の飛行を行おうとする者）の位置の欄には、具体的な位置を記載するとともに、当該位置を示す地図を添付すること。ただし、申請者が特定航空用機器の飛行を行う場合は不要とする。
- 3 申請者の勤務先欄には、申請者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。
- 4 船舶欄には、申請者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法（昭和27年法律第231号）第131条の7第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 カメラの有無欄には、小型無人機等に内蔵されているカメラの有無も記載すること。
- 9 不要の欄は、斜線で消すこと。

高尾山分屯基地への通報様式 (高尾山分屯基地司令から同意を得た方、土地所有者等の場合)

防衛省HP掲載

別記様式第一号（第2条、第3条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第10条第3項の規定により通報します。

年 月 日

（対象施設の管理者） 殿

操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	月 日 時 分から 時 分まで		
小型無人機等の飛行を行う目的			
小型無人機等の飛行を行う区域			
操縦者	氏名 生 年 月 日 住 所 電 話 番 号		
操縦者の勤務先	名 称 所 在 地 電 話 番 号		
同意をした土地の所有者又は占有者	名 称 所 在 地 電 話 番 号		
船 舶	名 称 船 舶 番 号 等 船 籍 港 総 ト ン 数 連 絡 手 段		

機器の種類			
機器の特徴			
製 造 者	名 称		
製造番号	登 録 記 号		
色	大 き さ		
積載物			
その他の特徴			
外 観			
(写真)			
備 考			

- 備考1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。なお、法第2条第1項第3号に掲げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行は、法第10条第2項の規定により、同項第1号に掲げる対象施設の管理者又はその同意を得た者に限り行うことができることに留意すること。
- 2 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合のみ記載すること。
- 4 同意をした土地の所有者又は占有者の欄には、操縦者が土地の所有者又は占有者の同意を得たものである場合のみ記載すること。
- 5 同意をした土地の所有者又は占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 7 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 9 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

高尾山分屯基地への通報様式 (公務従事者の場合)

防衛省HP掲載

別記様式第二号（第4条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第10条第3項の規定により通報します。

年 月 日

(対象施設の管理者) 殿

操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行を行う区域		
公務操縦者	氏 名 生 年 月 日 住 所 電 話 番 号	
公務操縦者の勤務先	名 称 所 在 地 電 話 番 号	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称 事務所の所在地 担当者の氏名 電 話 番 号	
船 舶	名 称 船 舶 番 号 等 船 種 船 籍 港 総 ト ン 数 連 絡 手 段	

機器の種類			
機器の特徴			
製 造 者	名	称	
製造番号	登 録 記 号		
色	大	き	さ
積載物			
その他の特徴			
外 観			
(写真)			
備 考			

- 備考1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。なお、法第2条第1項第3号に掲げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行は、法第10条第2項の規定により、同項第1号に掲げる対象施設の管理者又はその同意を得た者に限り行うことができることに留意すること。
- 2 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 4 船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗り船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考：警察への通報様式 (施設管理者等の場合)

警察庁HP掲載

別記様式第一号（第3条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操 縦 者	氏 名 生年月日 住 所 電話番号	
操 縦 者 の 勤 務 先	名 称 所 在 地 電話番号	
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏 名 住 所 電話番号	

機器の種類			
機器の特徴			
製 造 者		名 称	
製造番号		登録記号	
色		大 き さ	
積 載 物			
その他の 特 徴			
備 考			

- 備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 4 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。
- 5 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 6 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 9 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考：警察への通報様式 (公務従事者の場合)

警察庁HP掲載

別記様式第二号（第4条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

公務操縦者
氏名

小型無人機等の 飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の 飛行を行う目的		
小型無人機等の 飛行に係る区域		
公務操縦者	氏 名 生年月日 住 所 電話番号	
公務操縦者の 勤務先	名 称 所 在 地 電話番号	
小型無人機等の 飛行を委託した 国又は地方公共 団体の機関	名 称 所 在 地 担当者の氏名 電話番号	

機器の種類			
機器の特徴			
製 造 者		名 称	
製造番号		登録記号	
色		大 き さ	
積 載 物			
その他の 特 徴			
備 考			

- 備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 不要の欄は斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

小型無人機等の飛行に関する連絡先等

【高尾山分屯基地の担当部署】

第7警戒隊 運用訓練班

【担当部署メールアドレス】

7KEITAIHONBUv9j@inet.aci.mod.go.jp

【郵送先】

〒690-1312

島根県松江市美保関町森山632

航空自衛隊 高尾山分屯基地

第7警戒隊 運用訓練班

【連絡先】

0852-72-2226（内線：206）

担当者が対応しますので、「小型無人機等の飛行に関する件」とお申し付けください。

【その他】

小型無人機等の飛行申請について不明な点等ございましたらお問い合わせください。

【Q 1】（5 ページ関連）

飛行計画エリアが図 1 ～図 3 の場合において、それぞれ高尾山分屯基地司令への通報書の提出は必要か。

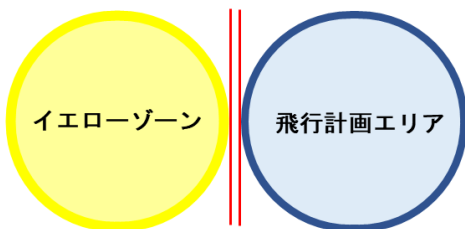
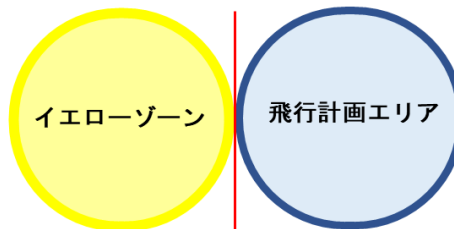
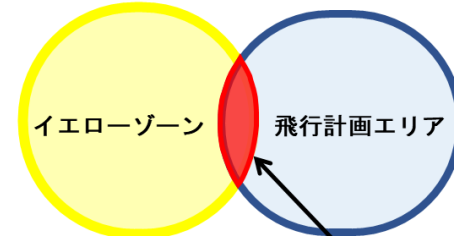
【イエローゾーン外縁に近い場合】**【図 1】****【イエローゾーン外縁に接する場合】****【図 2】****【一部がイエローゾーンに重なる場合】****【図 3】 重なる箇所****【A 1】**

図 1 の場合→通報書の提出は必要ありません。

図 2 の場合→通報書の提出は必要ありません。

図 3 の場合→高尾山分屯基地に対する通報書の提出が必要です。

【Q 2】 (6、13 ページ関連)

高尾山分屯基地司令から「同意の通知」を受けた後に、「同意申請書」の内容に変更が生じた場合、どのような処置が必要か。

【A 2】

- 1 同意の通知内容に変更が生じたことを電子メール又は電話により担当者に伝えてください。
- 2 飛行を行うまでの営業日に応じ、次のような対応をお願いします。
 - (1) 飛行を行う 10 日営業日前までの場合
→改めて「①同意の申請」を行ってください。
 - (2) 飛行を行う 10 日営業日を過ぎている場合
→「③事前の通報」を行ってください。この際、備考欄に変更した箇所を記述してください。

【Q 3】 (6、9～13 ページ関連)

高尾山分屯基地司令から「通報を受理した旨の通知」を受けた後に、「通報書」の内容に変更が生じた場合、どのような処置が必要か。

【A 3】

- 1 事前の通報内容に変更が生じたことを電子メール又は電話により担当者に伝えてください。
 - 2 飛行を行うまでの時間に応じ、次のような対応をお願いします。
 - (1) 飛行を行う 48 時間前までの場合
→改めて「事前の通報」を行ってください。
 - (2) 飛行を行う 48 時間前を過ぎている場合
→対応いたしかねますので、飛行の日時を変更したうえで改めて「事前の通報」を行ってください。
- ※ 通報から飛行の間に土日祝日を挟む場合は、対応できないことがあるため、早めの通報をお願いします。

【Q 4】 (1 4 ~ 1 6 ページ関連)

高尾山分屯基地に提出する同意申請書及び通報書の「宛先（対象施設の管理者）」は誰か。

【A 4】

「対象施設の管理者」は、「高尾山分屯基地司令」です。

様式中の宛先は、「高尾山分屯基地司令 殿」と記載してください。

【Q 5】 (1 4 ~ 1 6 ページ関連)

書類作成時は天候が予想できないため、「小型無人機の飛行を行う日時」を、「小型無人機の飛行を行う期間」として申請することは可能か。

【A 5】

最大で、一箇月分の飛行申請が可能です。

例 1 : 令和8年8月1日（土）～同年8月31日（月）のうち1日（08時00分から17時00分まで）

例 2 : 日時の欄に「別添のとおり。」と記載し、次のように小型無人機等の飛行を行う日時を記載した書面を添付してください。

別添

小型無人機等の飛行を行う日時

- 1 令和8年8月1日（土）08時00分から17時00分まで
- 2 令和8年8月2日（日）08時00分から17時00分まで
- 3 令和8年8月3日（月）08時00分から17時00分まで

・
・
・

※用紙の大きさは、日本産業規格 A 4

※計画した飛行がすべて終了した場合、その旨を担当者に電子メール又は電話でお知らせください。